

改正

令和 3 年 4 月 9 日規則第 46 号

令和 4 年 3 月 31 日規則第 37 号

令和 5 年 3 月 31 日規則第 33 号

令和 5 年 7 月 20 日規則第 49 号

我孫子市地域公共交通協議会規則

(趣旨)

第 1 条 我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第 17 号）第 4 条の規定に基づき、我孫子市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 旅客鉄道事業者
- (3) バス事業者
- (4) タクシー事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体から選出された者
- (6) 一般旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転手が組織する団体から選出された者
- (7) 市内各地区社会福祉協議会から選出された者
- (8) 送迎バス等を運行している病院の長又はその指名する者
- (9) 送迎バス等を運行している福祉施設の長又はその指名する者
- (10) 我孫子市商工会が指名する者
- (11) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (12) 千葉県職員
- (13) 本市の区域を管轄する千葉県警察の職員
- (14) 副市長
- (15) 道路課長

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、副市長をもって充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を取りまとめ、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、建設部交通政策課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第37号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規則第33号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月20日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。